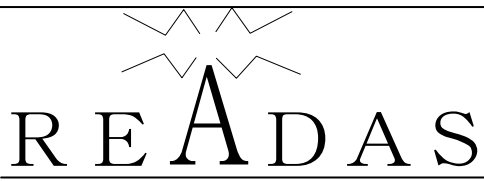


第 4655 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月25日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

期限切れ繰越欠損金

Q：当社では会社を清算することを検討しています。会社に対する貸付金があり、これを債務免除してもらいますと財産もないのに法人税が課税されることになります。何か方法はありますか？

A：期限切れ繰越欠損金を活用することができます。

【解説】

お尋ねのように、債務超過会社が清算する過程で債務免除が行われた場合、青色欠損金の繰越控除の適用だけで収まる場合はいいのですが、それだけでは収まりきらず、利益が出てしまうような場合もあります。そういう場合には、財産がないにもかかわらず法人税が課されてしまうという不都合が生ずることがあり問題となっていました。

そこで、平成22年度の税制改正において、残余財産がない場合には期限切れ欠損金の損金算入が認められることとなったのです。

期限切れ欠損金とは、次の①から②を差し引いた金額になります。

- ①適用事業年度終了のときにおける前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金の合計額
- ②青色欠損金の繰越控除又は災害損失欠損金の繰越控除の規定により適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される欠損金額

なお、この制度は、青色でも白色でも適用があります。

